

令和2年8月15日

ご利用者・ご家族 各位

特別養護老人ホーム長光園
施設長 井手上 稔弘

新型コロナウイルス感染症などが発症した場合の対応方針について

時下ますますのご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当施設の運営にご協力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、感染が拡大していることに鑑み、備えとして予めご利用者・ご家族皆様と共有をしておくことが大切と考え、下記の通り対応方針をご案内いたします。

引き続き、感染予防・拡大の防止に努めてまいりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 感染拡大防止に向けた取り組みについて

厚生労働省からの「社会福祉施設等における感染拡大防止の為の留意点について」の通知に基づく取り組みを引き続き進めております。 *具体的には別紙をご参照ください

2. 感染者等が発生した場合に備えた人材確保

勤務体制の変更、長光園内での職員の確保（デ・イサービスを休業して職員を特養に配置）を基本とし、なお職員が不足するときは、法人内の他施設（誠光園、さわみ園、椎ノ木荘）を通じた応援職員の派遣を要請いたします。

施設内において感染者等が発生した場合、感染者である職員は、入院もしくは自宅療養又は宿泊療養、濃厚接触者である職員は自宅待機となり、職員不足が生じるため。

3. 感染者等発生時の対応

（1）入院等について

入所者の方に感染が判明した場合は、原則入院となります。（但し調整に日数を要することがあります）

高齢者の方は、基礎疾患を有する方も多く、重症化するリスクが高い特性があることから、呼吸状態、症状の変化の確認、状況に応じた必要な検査の実施、急変への対応等が求められるため。

(2) 検査等について (PCR 検査又は抗原検査等)

施設で感染者が確認された場合、「クラスターの連鎖が生じやすい」ことから、濃厚接触者にあたらない利用者や職員であっても広く検査が実施されるよう、関係機関（保健所等）、主治医と協議をしております。

濃厚接触者以外の利用者や職員が検査を受けられず、感染が拡大したとみられるケースが起きていることから、厚生労働省から検査体制の拡大の対応策が示されました。(2020年8月7日)

(3) 専門家の派遣等について

介護施設感染環境ラウンド・アドバイザー（感染症対策の専門家）に来園していただき、施設内視察、対策の指導・助言をいただく予定です。

感染者発生時におきましても、速やかに保健所からの指導を基に施設内の感染拡大防止やマネジメント対策に努めます。

管理者は、主治医や保健所、派遣された専門家等と協力し、施設内の調整、行政との連絡調整、職員のメンタルケア、収束に向けた施設運営をおこないます。

(4) 物資に関わる取組みについて

マスク、防護具や手指消毒用エタノール等の感染対策に必要な物資の確保を行い、それらを適切に用いながらサービスを提供しております。

マスク、消毒液、使い捨て手袋、ハンドソープ等、コロナ禍前と比較すれば、品薄、高騰しておりますが、必要数の確保はできております。又、感染症発生時に必要となる防護服などにつきましても一定数確保し、動画等を参考に装着方法等の研修を行っております。

4. その他

(1) ご面会について

- 7/31 にご通知をさせていただいたとおり、感染状況のステージ、福岡県の指標等、近隣の感染状況を踏まえて、オンラインを使用した面会や1階の屋外のガラス窓からの面会など、面会の機会と感染予防・拡大対策の両立を大切にしております。

以上

特別養護老人ホーム長光園

TEL : 0949-26-3625 Mail : cyokouen@orange.ocn.ne.jp

感染症(新型コロナウイルス含)対策について

長光園各種福祉・介護サービスでは、皆様が安全にご利用いただけますよう、以下の感染対策を行っております。

職員

1. 手洗いと手指のアルコール消毒の励行
2. マスクの着用
3. 全職員を対象とした感染症対策研修の実施
4. 「3密」の場所への外出自粛含む、職員行動指針に基づいた行動の周知
5. 体調管理の徹底 *出勤時の検温(出勤前に37.5℃以上、風邪症状がある場合は、出勤しない)
6. 昼食・休憩所の分散

環境

1. 対策の表示(見える化・啓発)
2. 換気の徹底 *壁掛け扇風機を常にON(熱中症に気を付けながら朝と昼に10分換気)
3. アルコール消毒液設置個所の増設 *消毒液ポンプスタンドの設置
4. テーブル、手すり、共用部などの環境消毒の実施
5. 施設内イベントの開催内容の変更又は中止
6. ご利用者の外出行事の行き先変更又は中止
7. 送迎車両等公用車内の換気と消毒
8. 入居系サービスと通所系サービスの動線分離
9. 感染防護具の準備(フェイスシールド、防護ガウン、ゾーニング用ビニールシート等)

ご利用者

1. 手洗いとアルコール消毒、マスク着用をお願い
2. 食事前、リハビリ等前後にアルコール消毒をお願い
3. 体調を崩されたご利用者の早期受診 *毎日の検温、体調の確認など健康状態の把握
4. 基礎疾患(重症化リスクの高い方)保有ご利用者の確認と把握

その他

1. ホームページに対策の掲載と更新
2. 新型インフルエンザ等発生時における「業務継続計画(BCP)」の更新
3. 特養・ショートステイの面会時の一定の制限依頼 *検温、マスク着用、場所、時間・人数制限等